

千葉市森林振興ビジョン策定業務委託に係る 企画提案（公募型プロポーザル方式）審査要領

1 目的

本要領は、千葉市森林振興ビジョン策定業務委託に係る企画競争（公募型プロポーザル方式）に
関し、優先交渉権者選考のため、千葉市森林振興ビジョン策定業務委託選考委員会（以下「選考委
員会」という。）における審査方法等を定める。

2 審査方法

（1）不適格事項の確認

企画提案書提出時において、募集要項に定める不適格事項に該当しないことについて、選考委
員会事務局（発注所管課）（以下「事務局」という。）にて確認する。

（2）企画提案書等の審査

募集要項で定める評価項目等及び次の3評価基準に基づき、事務局及び選考委員会の選考委員
が審査する。

ア 事務局審査

評価項目のうち「定量的事項」については事務局が提出書類の事前審査を行い、その結果を
選考委員に報告する。

イ 選考委員審査

（ア）定量的事項の審査方法

選考委員は、事務局からの「定量的事項」に係る審査結果の報告を踏まえ、それぞれ評価、
採点を行う。

（イ）定性的事項の審査方法

選考委員は、提出書類並びに選考委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングをもと
に、それぞれ評価、採点を行う。

ウ 優先交渉権者等の決定

選考委員審査の得点の合計が一番高い提案者を優先交渉権者、その次に得点の高い提案者を
次点者として決定する。

エ 留意事項

（ア）提案者が1者の場合も、審査を実施する。

（イ）選考委員全員の合計点が全体（委員全員が満点）の6割に満たない場合は、優先交渉権者 等に選考しない（提案者が1者の場合を含む）。

（ウ）最高得点の提案者が複数ある場合は、評価項目のうち「独創性・専門性」「的確性」「実 現性」の合計得点が最も高い提案者を優先交渉権者とする。

（エ）（ウ）の得点も同点の場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。

（オ）次点者となる提案者が複数あった場合は、上記（ウ）、（エ）を準用し決定する。

3 評価基準

提出された企画提案書等は、以下により審査するものとする。

(1) 応募者の実績（様式第5号）

事務局にて、次の判断基準等により採点するものとする。

評価の着眼点	判断基準	配点	配点上限
本事業と同種又は類似業務実績	同種業務の実績を有する場合	4点/件	10
	類似業務の実績を有する場合	2点/件	

- ・応募者の業務実績として記載された過去10年以内の業務のうち、3件を対象として判断。

- ・同種業務

「地方公共団体が発注する、森林振興ビジョン等、森林政策・林政分野の計画策定業務を元受けとして完了した業務」とする。

- ・類似業務

「地方公共団体が発注する、自然環境、地域資源、又は地域振興等に関する行政計画（例：環境基本計画、緑の基本計画、農業基本計画等）の策定業務を元受けとして完了した業務」とする。

(2) 担当チームの実績（様式第6号）

事務局にて、主任担当者とそれ以外の担当者に分けて、次の判断基準により採点するものとする。

評価の着眼点	判断基準	配点	配点上限
主任担当者の同種又は類似業務実績	主任担当者の業務実績として記載された過去10年以内の業務（1人、3件）を対象に、以下に応じて判断	5	
	同種業務の実績を有する場合	2点/件	
	類似業務の実績を有する場合	1点/件	
担当者の同種又は類似業務実績	担当者の業務実績として記載された過去10年以内の業務（2人、各2件）を対象に判断	5	
	同種業務の実績を有する場合	2点/件	
	類似業務の実績を有する場合	1点/件	

- ・同種業務

「地方公共団体が発注する、森林振興ビジョン等、森林政策・林政分野の計画策定業務を元受けとして完了した業務」とする。

- ・類似業務

「地方公共団体が発注する、自然環境、地域資源、又は地域振興等に関する行政計画（例：環境基本計画、緑の基本計画、農業基本計画等）の策定業務を元受けとして完了した業務」とする。

(3) 企画提案書（様式第7、8号及び任意様式）

選考委員が、次の判断基準により、それぞれ採点するものとする。

ア 業務実施方針及び実施体制、並びに工程（様式第7、8号）

評価の着眼点	判断基準	配点	配点上限
独創性・専門性	専門的知識に基づく新しい提案があるか。	専門的知識に基づき、明確で独創性の高い新しい提案がある	20
		専門的知識に基づき、一定の新しさが認められる提案がある	16
		専門的知識に基づく提案はあるが、新しさはあまり認められない	12
		専門的知識や新しさが乏しく、工夫の少ない提案である	8
		専門的知識や新しさがほとんど認められない	4
的確性	本市の地域特性や課題を踏まえた提案内容であるか。	非常に高いレベルでの業務遂行が可能	15
		高いレベルでの業務遂行が可能	12
		業務遂行は可能	9
		業務遂行の可能性が低い	6
		業務遂行の可能性が極めて低い	3
実現性	提案内容が実現可能な内容か。	実現可能性が非常に高い	15
		実現可能性が高い	12
		実現可能性はある	9
		実現可能性が低い	6
		実現可能性が極めて低い	3

イ 事業提案（任意様式）

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	配点 上限
森林、林業に関する基礎調査	森林に関する基礎調査および情報整理を実施するための手法・ノウハウが具体的かつ明確に示されているか。	非常に効果的な手法である	10	10
		十分効果的な手法である	8	
		一定程度効果的な手法である	6	
		あまり効果的な手法ではない	4	
		効果がほとんど期待できない	2	
進捗管理・サポート	効果的な進捗管理手法、サポート体制が示されているか。	非常に効果的な手法である	10	10
		十分効果的な手法である	8	
		一定程度効果的な手法である	6	
		あまり効果的な手法ではない	4	
		効果がほとんど期待できない	2	
全体事業コンセプト	プレゼンテーション及びヒアリング内容が総合的に優れているか。	非常に効果的な内容である	5	5
		十分効果的な内容である	4	
		一定程度効果的な内容である	3	
		あまり効果的な内容ではない	2	
		効果がほとんど期待できない	1	
業務理解度・資料作成力	当該業務の目的、条件、内容を理解した企画提案書となっているか。資料が理解しやすく、要旨が伝わる構成となっているか。	非常に優れている内容である	5	5
		十分優れている内容である	4	
		一定程度優れている内容である	3	
		あまり効果的な内容ではない	2	
		効果がほとんど期待できない	1	